四　当該森林経営計画に法第十一条第三項に規定する事項を記載する場合にあつては、五年ごとの森林の経営の規模の拡大及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針

第十条の見出し中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同条中「第十一条第二項第七号」を「第十一条第二項第八号」に改め、同条第一号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「次に」を「、次に」に改め、同号ハ及びニを次のように改める。

ハ　その森林（当該森林に隣接している森林を含む。）の面積が著しく小さい森林

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、計画的な森林施業を行うこととされていない森林

第十条第一号ホを削り、同条第二号中「森林所有者等」を「森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「森林施業の共同化」を「森林の施業及び保護の共同化」に改め、同条に次の三号を加える。

三　当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関する事項

四　当該森林経営計画の対象とする森林において実施された間伐（当該森林経営計画の始期前十年以内に実施されたものに限る。）及び主伐（当該森林経営計画の始期前五年以内に実施されたものに限る。）の時期並びに当該間伐又は主伐が実施された森林の所在及び面積

五　当該森林経営計画に法第十一条第三項に規定する事項を記載する場合であつて、その対象とする森林が第八条の二十第二号に掲げる場合に該当するときは、次に掲げる事項

イ　次に掲げる要件の全てに該当する森林経営計画であつて当該認定の請求に至るまでその期間が連続するもの（以下「特定森林経営計画」という。）のうちその始期が最も早いもの（特定森林経営計画がない場合には、当該認定の請求に係る森林経営計画）の始期（法第十一条第三項に規定する事項が初めて記載された森林経営計画について法第十二条第三項において読み替えて準用する法第十一条第五項の認定を受けた場合には、当該認定を受けた日。以下「起算日」という。）並びに起算日における特定森林経営計画（特定森林経営計画がない場合には、当該認定の請求に係る森林経営計画）の対象とする森林（作業路網の整備を行わない森林を除く。以下「対象森林」という。）の面積及び当該対象森林のうち当該特定森林経営計画につき法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者が森林所有者であるものの面積

(1)　法第十一条第五項（法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定に係るものであること。

(2)　法第十一条第三項に規定する事項が記載されていること。

(3)　第八条の二十第二号に掲げる場合に該当する森林を対象としていること。

(4)　当該認定の請求をした者（法第十七条第一項の包括承継人（以下「包括承継人」という。）が当該認定の請求をした者である場合における同項の認定森林所有者等を含む。）が自ら森林の経営を行うこととされていること。

(5)　当該認定の請求に係る森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部を含む森林を対象としていること。

ロ　イ(4)の認定森林所有者等がある場合にあつては、当該認定森林所有者等が自ら森林の経営を行う森林経営計画に係る起算日（以下「従前起算日」という。）並びに従前起算日における対象森林の面積及び当該対象森林のうち従前起算日における特定森林経営計画（特定森林経営計画がない場合には、当該認定森林所有者等が自ら森林の経営を行う森林経営計画）につき法第十一条第一項の規定による認定の請求をした者が森林所有者であるものの面積

第十一条第一項中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同項第一号イ中「森林施業計画」を「当該森林経営計画」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ　当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備の状況

ハ　当該森林経営計画の対象とする森林のうち、主伐としてその立木を伐採するものの区域

第十一条第一項第二号中「森林施業計画の」を「当該森林経営計画の」に、「当該森林の森林所有者以外の者」を「森林所有者から森林の経営の委託を受けた者」に、「森林施業計画を」を「森林経営計画を」に、「権原に基づき当該森林の立木竹の使用又は収益をする」を「森林の経営の委託を受けた」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面

第十二条中「第十一条第四項第二号イ」を「第十一条第五項第二号イ」に改め、同条第一号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「主伐」を「、主伐」に、「森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号。以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第四号を削り、同条第三号中「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「すべて」を「全て」に改め、「いる森林」の下に「及び地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等（作業路網、保安施設（保安施設事業に係る施設をいう。）若しくは林野の保全に係る地すべり防止施設（地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設をいう。）をいう。以下この号及び次条第二項第二号において同じ。）又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林」を加え、「標準伐期齢から五年を減じた林齢」を「、標準伐期齢」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　当該森林経営計画の対象とする森林のうち、皆伐による伐採をすることとされているものにつき、一箇所当たりの伐採面積が二十ヘクタールを超えないこと。

八　当該森林経営計画の対象とする森林（人工植栽に係る森林及び根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画において定められている樹種が生育している森林を除く。）のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の十分の七に相当する材積以下であること。

九　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林につき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積（間伐のため伐採することとされている立木の材積を除く。以下この号において同じ。）が、付録第三の算式により算出される材積（当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が付録第三の算式により算出される材積を超える場合にあつてはその算出される材積に付録第四に規定する超過伐採予定森林について付録第四の算式により算出される材積を超えない範囲内で市町村の長が定める材積（以下「調整材積」という。）の総和を加えて得た材積、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林に付録第四に規定する調整対象森林を含む場合にあつては付録第三の算式により算出される材積から当該森林経営計画に係る調整材積を減じて得た材積）以下であること。

第十二条第二号中「森林施業計画に」を「森林経営計画に」に、「次に」を「、次に」に、「すべて」を「全て」に、「につき、当該森林施業計画の始期における当該森林の立木の材積から当該森林施業計画」を「（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画」に、「おいて間伐として」を「間伐のため」に、「を減じて得た材積（以下「間伐後材積」という。）が、付録第二の算式により算出される材積の百分の九十に相当する材積以上百分の百十に相当する材積以下となるよう、間伐を実施すること」を「が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、「おいて」を削り、「立木」を「その立木」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「あつて」を「あつて、」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「森林以外」を「もの以外」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第二十一条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。）が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が法第十条の十第二項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）である場合には、同項の規定による通知に係る間伐の方法及び時期）に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

第十二条第二号ホを削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、要間伐森林及び法第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第二の算式により算出される面積を超えること。